

○世田谷区震災対策用井戸のポンプの設置及び修理に要する経費補助金交付要綱

昭和58年10月15日実施

注 平成24年1月の改正から改正経緯を付した。

改正

平成24年1月20日23世地第787号

平成26年3月7日25世地第965号

令和3年3月26日2世鳥地第906号

世田谷区震災対策用井戸のポンプの設置及び修理に要する経費補助金交付要綱

(通則)

第1条 世田谷区震災対策用井戸のポンプの設置及び修理に要する経費に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付については、世田谷区補助金交付規則（昭和57年5月世田谷区規則第38号）に定めるもののほか、この要綱に定めるものとする。

(補助事業)

第2条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、世田谷区震災対策用井戸の指定に関する要綱（平成13年8月1日施行）により指定を受けた井戸（以下「指定井戸」という。）にポンプを設置し、又は指定井戸の修理をすることとする。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助事業者」という。）は、指定井戸の所有者又は管理者として登録を受けた者であって補助事業を行うものとする。

(補助金の交付額)

第4条 補助金の交付額は、補助事業に要した経費の2分の1の額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、一の補助事業につき50,000円を上限とする。

2 補助金の交付額の総額は、予算の定める額を限度とする。

(補助金の交付)

第5条 区長は、補助金の交付を受けようとする補助事業者に、指定井戸にポンプを設置し、又は指定井戸の修理を行った施行業者の発行した領収書及び内訳書の写し（自ら指定井戸にポンプを設置し、又は指定井戸の修理を行った者にあつては、それに要した費用を証明するもの。）を添付した指定井戸補助金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）を提出させなければならない。

2 申請書の提出期限は、指定井戸へのポンプの設置又は指定井戸の修理が完了した日の1箇月後

とする。

(交付決定等)

第6条 区長は、申請書の提出があったときは、関係書類を審査し、交付の可否及び補助金の交付額を決定しなければならない。

2 区長は、補助金の交付又は不交付の決定をしたときは、補助金交付・不交付決定通知書（第2号様式）により速やかに申請書を提出した補助事業者（以下「申請者」という。）に通知しなければならない。

(補助金の交付請求)

第7条 区長は、前条の規定により交付の決定をしたときは、申請者に補助金交付請求書（第3号様式）を提出させるものとする。

2 区長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を支払わなければならない。

(調査等)

第8条 区長は、必要があると認めるときは、補助金の交付の決定を受けた申請者に対し報告を求め、又は実地に調査を行うことができる。

(決定の取消し及び返還)

第9条 区長は、補助金の交付の決定を受けた申請者が偽りその他の不正な手段により補助金の交付決定を受けたときは、その決定の全部又は一部について取り消し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じなければならない。

(違約加算金及び延滞金)

第10条 区長は、前条の規定により補助金の返還を命じたときは、補助事業者はその命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

2 区長は、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(違約加算金の計算)

第11条 前条第1項の規定により区長が違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた

補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第12条 第10条第2項の規定により区長が延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額とする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、実施について必要な事項は危機管理部長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和58年10月15日より実施する。

附 則 (平成11年4月1日)

- 1 この要綱は、平成11年4月1日より施行する。
- 2 世田谷区震災対策用井戸の手動ポンプ設置及び修理に要する経費補助要綱実施細目は、廃止する。

附 則 (平成12年4月1日)

この要綱は、平成12年4月1日より施行する。

附 則 (平成13年4月1日)

この要綱は、平成13年4月1日より施行する。

附 則 (平成16年4月1日)

この要綱は、平成16年4月1日より施行する。

附 則 (平成24年1月20日23世世地第787号)

この要綱は、平成24年4月1日より施行する。

附 則 (平成26年3月7日25世世地第965号)

この要綱は、平成26年4月1日より施行する。

附 則 (令和3年3月26日2世烏地第906号)

この要綱は、令和3年4月1日より施行する。